

(3) 補助事業計画の変更について

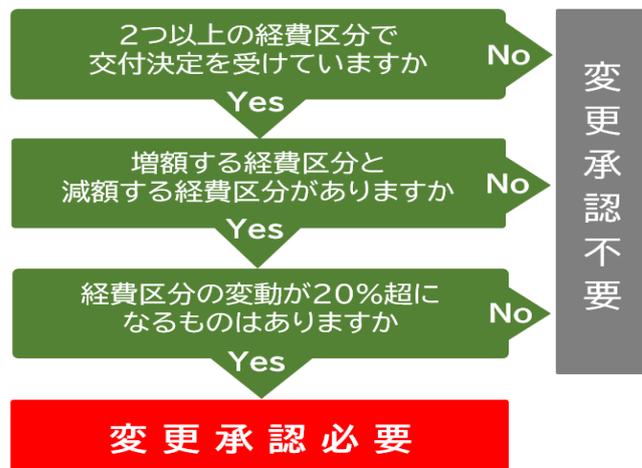
補助事業は、「補助事業計画」の通りに実施していただくことが原則です。
やむを得ず変更する場合、事前の「変更承認申請」が必要となることがあります。
ただし、当初の計画にない取組や、新たな経費区分への変更・追加はできません。
変更承認申請の要否の判断がつかない場合は、事前に事務局までお問合せください。

承認を受けずに計画を変更した場合は、補助金をお受け取りいただけなくなります。
また、内容によっては、変更が認められない場合もありますので、
必ず事前にご確認ください。

<変更承認が必要なケース>

- 交付決定を受けた事業計画をやむを得ず変更することとなった場合
- 経費に大幅な増額・減額が見込まれる場合(大幅な流用が発生する場合)※
- 完了予定日を変更する場合

※変更承認の申請要否のチェックフロー(大幅な流用が発生する場合)



大幅な流用(20%超の流用)※により、変更申請が必要となる例



※大幅な流用(20%超の流用)とは:2つ以上の経費区分を計上しており、増額・減額する経費区分があり、いずれかの経費区分の合計額が申請時と比べて20%を超えて変動している場合